

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年9月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800009号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800019号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和26年7月から昭和27年2月まで
② 昭和27年11月から昭和28年10月まで

請求期間①はA事業所に、請求期間②はB事業所にそれぞれ勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A事業所は、商業・法人登記簿謄本により、平成15年3月20日に解散し、平成16年1月6日に特別清算が終結していることが確認できる上、オンライン記録によると、平成15年3月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間①当時の事業主も既に死亡していることが確認できることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所の事業を継承しているC事業所に照会したものの、同事業所は、「当時のA事業所に係る資料はないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については、不明である。」と回答している。

さらに、請求者は、当該事業所に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、請求期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた5人に照会し、4人から回答が得られたものの、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることができなかった。

なお、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したものの、請求期間①において、請求者が厚生年金保険の被保険者となっていた記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、B事業所の従業員として、D原料を運搬するトラック運転手として勤務しており、当時、B事業所と同様の事業をB'事業所という会社も行っていたと

述べているところ、事業所名簿検索システムによると、請求期間②当時、B事業所 a 工場及び B' 事業所 b 作業場の二つの事業所（以下「両事業所」という。）が厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できる上、両事業所に係る被保険者名簿によると、両事業所の所在地及び事業主代理人は同一であったことが確認できる。

しかしながら、両事業所に係る被保険者名簿によると、B事業所 a 工場は昭和 29 年 6 月 1 日に、B' 事業所 b 作業場は昭和 29 年 6 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②当時に両事業所の事業主代理人となっていた者も死亡していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、請求者は、請求期間②当時に、トラック運転手として勤務していたとする同僚二人の名前を挙げているところ、両事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該同僚二人は、B' 事業所 b 作業場において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、請求期間②については、いずれの同僚も両事業所における被保険者記録がない上、当該二人のうち一人は死亡しており、他の一人は生存及び所在が不明であることから、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることができない。

さらに、両事業所に係る被保険者名簿により、請求期間②当時、両事業所のいずれかにおいて厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 6 人に照会し、5 人から回答が得られたものの、請求者を記憶している者はおらず、また、請求者と同様の業務に従事していたとする者もないことから、請求者の請求内容を裏付ける資料や陳述を得ることができなかった。

加えて、両事業所に係る被保険者名簿を確認したものの、請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間②に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。